

被害者にも加害者にもならないために

～インターネット社会における人権問題～

問い合わせ先 本庁舎人権推進課 ☎0857-20-3143 📠0857-20-3052



▼ ネット上での誘い出しにより未成年者が性的被害や暴力行為にあうなどの犯罪被害 など

▼ ネット上では、名前や顔を

▼ ネット上の誘い出しにより未成年者が性的被害や暴力行為にあうなどの犯罪被害 など

▼ ネット上では、名前や顔を

ネット社会の問題点

現在、インターネット（以下「ネット」）は、多くの場合、情報の収集・発信やコミュニケーションの手段として有効に活用されていますが、その一方で、利用の際の匿名性を悪用した次のような人権侵害などの問題が発生しています。

▼ ネット上への他人の個人情報（写真）の掲載などによるプライバシーの侵害

▼ 特定の個人や団体・人種などを対象とした誹謗中傷や差別的な表現の書き込み

▼ 保護者や教員の知らない非公式サイト（学校裏サイト）でのいじめ

▼ ネット上での誘い出しにより未成年者が性的被害や暴力行為にあうなどの犯罪被害 など

知られずに情報を発信できるため、掲示板への書き込みなどでは、人権を軽視した内容・情報になりがちです。さらに、一度掲載された情報は瞬時に全世界へ配信され、掲載情報の消去や転載を防ぐことは困難です。そのため、掲示板などで人権を無視した情報を書き込まれた人は、精神的に大きく傷つくばかりでなく、将来にわたって被害を受け続けるということにもなります。

また、書き込んだ側も内容によっては、民事上あるいは刑事上の責任が問われることもあります。

ネット利用による被害状況

ネットを利用した人権侵犯事件は、ここ数年高い水準で推移しています。法務省には、「動画投稿サイトに（申告者の）子どもが同級生からいじ

めを受けている様子の動画が複数掲載され、精神的な苦痛を被っている」や「掲示板に被害者を特定できる内容を記載した上で、『職場で迷惑な存在である』と誹謗中傷する書き込みがされた」などのプライバシー侵害と名誉棄損に関する相談が多く寄せられています。

被害にあってしまったら

法務省の人権擁護機関（地方務務局など）は、人権侵害を受けた人からの相談をもとに被害の救済を行っています。ネット上の掲示板などでプライバシーの侵害や差別的書き込みなどの人権侵害を受けた場合は、情報の発信者や情報を掲載している掲示板の管理人、プロバイダなどに記事の削除要請をすることができず。

被害者自身が掲載内容の削除を求めるとは困難を伴うため、法務省の人権擁護機関などに相談し対処しましょう。

相談窓口

- 鳥取地方務務局 人権擁護課
☎0857-22-2289
- 鳥取県弁護士会
☎0857-22-3912
- 警察庁インターネット安全・安心相談
http://www.npa.go.jp/cybersafety/
- 鳥取県総務部人権局 人権・同和対策課
☎0857-26-7590
jinkensoudan@pref.tottori.jp
- 鳥取市中央人権福祉センター
☎0857-24-8241 ☎0857-24-8067
jin-chuo@city.tottori.lg.jp

人権侵害を防ぐために

忘れてはならないのは、インターネットを利用する向こう側には、私たちと同じ人間がいるということです。ネット上の掲示板などの利用にあたっては、常に書き込みの相手や読み手に配慮することが大切です。

また、氏名や顔写真など個人情報の掲載には十分留意するとはもとより、正しいルールと知識を身につけ、マナーを守って利用し、被害者にも加害者にもならないように心がけましょう。

鳥取市行政手続条例が改正されます

問い合わせ先 本庁舎総務課 ☎0857-20-3103 📠0857-20-3040

条例改正の目的

鳥取市行政手続条例は、行政手続法の趣旨により、市の行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るために制定されています。このたび、行政手続法の改正に合わせ、「行政指導の中止等の求め」などの手続を新設します。

※鳥取市行政手続条例は、行政手続法の適用対象外である市の機関が行う「条例等に根拠を有する処分」や「行政指導」を適用対象としています。

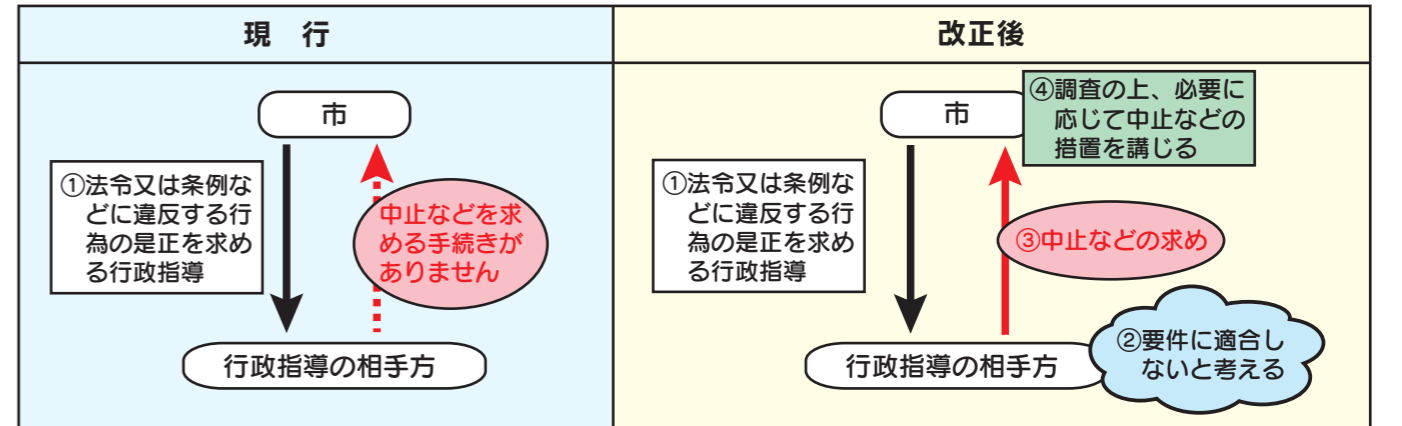


条例改正の内容

①「行政指導の中止等の求め」の新設

行政指導（法律又は条例に根拠があるものに限る。）の相手方は、法律又は条例の要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合に、行政指導の中止その他必要な措置を求めることができるようになります。また、市の機関は、申出があったときは必要な調査を行い、行政指導が法律・条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、行政指導の中止その他必要な措置をとらなければなりません。

<イメージ図>

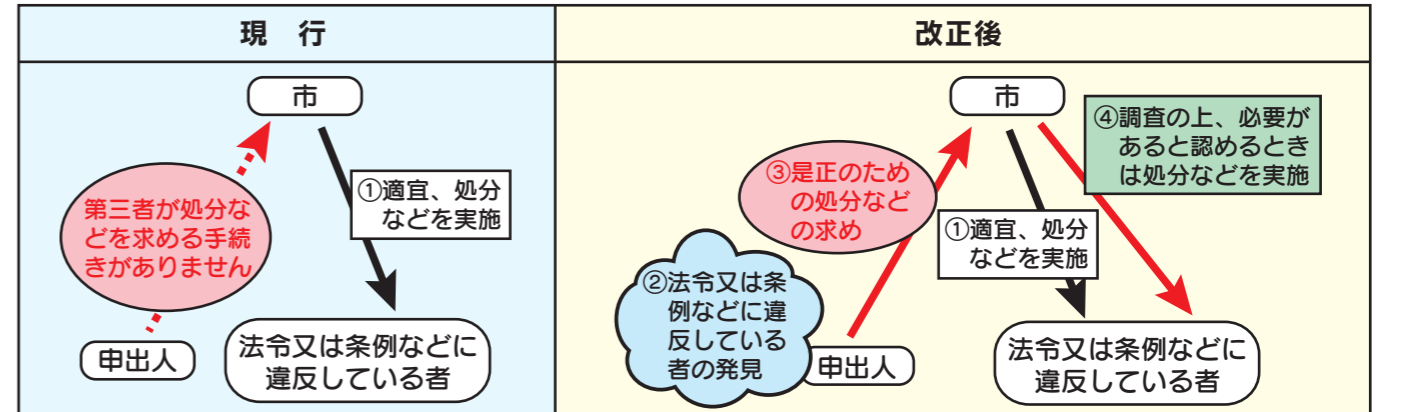


②「処分等の求め」の新設

法令又は条例等に違反している事実があり、その是正のための処分や行政指導がされていないと思う人は、市の機関に、処分や行政指導を行うよう求めることができるようになります。

市の機関は、申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、処分又は行政指導をしなければなりません。

<イメージ図>



③行政指導における許認可権限の根拠の明示

行政指導に携わる者は、行政指導をする際に、許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、権限を行使し得る根拠となる法令の条項、条項に規定する要件及び要件に適合する理由を示さなければならないこととします。